

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>ロータリーエンジンを原動機とする自動車については、エンジンの総容積にローターの数及び1.5を乗じた数値を総排気量とみなして上記を総排気量とみなして上記の区分を適用する。</p> <p>6. グリーン化税制</p> <p>(1) 税率の軽減</p> <p>平成24年4月1日から平成26年3月31日までに新車新規登録された自動車のうち</p> <p>電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車</p> <p>通常税率の概ね50%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準20%又は10%以上達成車</p> <p>通常税率の概ね50%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準達成車</p> <p>通常税率の概ね25%軽減</p> <p>(2) 税率の重課</p> <p>平成14年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成12年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車</p> <p>通常税率の概ね10%重課</p>	左に同じ			
鉱区税	<p>1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区</p> <p>試掘鉱区100アール毎 年額 200円</p> <p>採掘鉱区100アール毎 年額 400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区</p> <p>100アール毎 年額 200円</p> <p>3. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区</p> <p>1の税率の$\frac{2}{3}$</p> <p>(注) 100アール未満の端数は100アールとみなす。</p>	左に同じ	<p>1. 賦課期日 4月1日</p> <p>2. 納期 5月15日～ 5月31日</p>	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$	左に同じ	<p>1. 賦課期日 1月1日</p> <p>2. 納期 第1期 4月1日～ 4月30日</p> <p>第2期 7月1日～ 7月31日</p> <p>第3期 12月1日～ 12月25日</p> <p>第4期 2月1日～ 2月末日</p>	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの (免除) 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける償却資産で条例の規定によるもの	
狩猟税		左に同じ	<p>1. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 8,200円</p> <p>2. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 5,500円</p> <p>3. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 16,500円</p> <p>4. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円</p> <p>5. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p>	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者 2. 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
産業廃 物税	<p>最終処分場に搬入された産業 廃棄物の重量1トンにつき 1,000円</p> <p>自らの産業廃棄物を自ら設置 する最終処分場に搬入する場 合は産業廃棄物の重量1トン につき 500円</p>	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の 事情により被害を受 けた者のうち知事が 必要と認めるもの	

2 税 制 改 正

税 目	主 な 改 正 事 項
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅借入金等特別税額控除の延長及び拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象期間を平成26年1月1日～平成29年末までとし、所得税から控除しきれなかった額について、平成26年1月～3月入居者は9.75万円を限度に、平成26年4月～平成29年12月入居者は13.65万円を限度に控除する。 ○ 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等の損益通算を可能とする。 ・ 特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、損益通算しても控除しきれない金額について、翌年以後3年間にわたり、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とする。
法人県民税 法人事業税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業社等の国内設備投資を促進するための税制措置の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年4月1日～平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度において取得した設備投資額が一定の基準を満たせば、投資額の30%の特別償却とその取得価格の3%の税額控除との選択を可能とする。
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先進安全自動車(ASV)に係る課税標準の特例措置(取得価額から350万円控除)の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適用対象に、専ら人の運送の用に供する一定の自動車でかつ車両総重量が5トンを超えるものを追加する。